

特定非営利活動法人 シーシータイミング 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人シーシータイミング（英文名 Creation + Cooperation Timing）という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を大阪府富田林市向陽台二丁目13番9号に置く。

(目的)

第3条 この法人は、地域に固有な具体的課題の解決を図るため、調査・研究・オルタナティブな提案など本定款に定める各種の日常的な活動を通じて、平和で豊かな自然の中で、国、性別、世代を超えたあらゆる社会層の人たちが、健康で人間性豊かな生活を営める社会の創造に寄与することを目的とする。

(活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動
- (4) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (5) 環境の保全を図る活動
- (6) 災害救援活動
- (7) 地域安全活動
- (8) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- (9) 国際協力の活動
- (10) 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- (11) 子どもの健全育成を図る活動
- (12) 情報化社会の発展を図る活動
- (13) 科学技術の振興を図る活動
- (14) 経済活動の活性化を図る活動
- (15) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- (16) 消費者の保護を図る活動
- (17) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

特定非営利活動に係る事業

- (1) まちづくり、環境に関する調査・研究事業
- (2) まちづくりの推進に関する啓発・広報のための雑誌や書籍の出版事業

- (3) 子どもの健全育成を図るための相談事業
- (4) 子どもの健全育成を図るためのイベントの企画・運営事業
- (5) 子どもの健全育成と男女共同参画社会の形成を図るための保護者の必要時の子どもの保育事業
- (6) 男女共同参画社会の形成を図るための相談事業
- (7) 男女共同参画社会の形成を図るための講座・講習会・イベントなどの企画、運営事業
- (8) 健康の増進を図るための相談事業
- (9) 健康の増進を図るための講座・講習会・イベントなどの企画、運営事業
- (10) 平和の推進を図るための講演会・研修会・イベントなどの企画、運営事業
- (11) アジアを主とした開発途上国における諸問題解決のための教育的・技術的な援助のプログラム実施
- (12) アジアを主とした開発途上国における経済的自立と平和を確立するためのフェアトレード商品の輸入と販売事業
- (13) 低、未利用地、空間の有効活用のためのプログラム提案、実施
- (14) 消費者の選択眼を養う手助けをするなど社会教育の推進を図る場としてのコミュニティーストアの運営
- (15) 社会教育の推進を図るための講演会や研修会、展示会の開催
- (16) 高齢福祉の増進を図るための街かどデイハウス事業
- (17) 高齢福祉の増進を図るための見守り訪問事業
- (18) 介護保険法に基づく居宅サービス事業
- (19) 介護保険法に基づく介護予防サービス事業
- (20) 介護保険法に基づく居宅介護支援事業
- (21) 介護保険法に基づく地域密着型サービス事業
- (22) 介護保険法に基づく地域密着型介護予防サービス事業
- (23) 介護保険法に基づく介護予防・日常生活支援総合事業
- (24) 介護保険法に基づく共生型サービス事業
- (25) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業
- (26) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域生活支援事業
- (27) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく一般相談支援事業
- (28) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく特定相談支援事業
- (29) 障がい者、高齢者への生活支援業務、緊急時対応 24 時間包括ケア、身元保証(後見人業務)
- (30) 障がい者、高齢者住宅の管理事業

- (31) さまざまの人たちが交流できるふれあいサロンの運営
- (32) 薬局の経営、保険調剤事業。処方箋による医薬品の調剤及び販売
- (33) トータルビューティサロンの運営
- (34) いきいきネット相談支援センター運営事業
- (35) 就労支援のための各種資格取得などの人材育成・教育事業
- (36) 福祉、介護に関する人材育成事業
- (37) 職業安定法に基づく有料職業紹介・労働者派遣事業
- (38) 健康・環境に配慮した商品の開発と販売
- (39) 「児童福祉法に基づく障害児通所支援事業」
- (40) 「児童福祉法に基づく障害児入所支援事業」
- (41) 「児童福祉法に基づく障害児相談支援事業」
- (42) その他目的を達成するために必要な事業

第2章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の三種類とし、正会員をもって特定非営利活動促進法上の社員とする。

(1) 正会員

この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体。

(2) 賛助会員

この法人の事業を賛助するために入会した個人又は団体。

(3) 名誉会員

この法人に功労のあった者又は学識経験者で名誉会員として理事会において推薦された個人又は団体。

(入会)

第7条 正会員及び賛助会員として入会しようとする者は、その旨を記載した入会申込書を理事長に提出し、理事長の承認を得なければならない。理事長は、正会員及び賛助会員の申し込みについては、正当な理由がない限り入会を認めるものとするが、入会を認めない場合は、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

2 名誉会員に推薦された者は、入会の手続を要せず、本人の承認をもって会員となる。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(退会)

第9条 会員は、退会の届けを理事長に提出し、任意に退会することができる。

2 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、退会したものとみなす。

(1) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。

(2) 会員が正当な理由なく会費を1年以上滞納し、相当の期間を定めて催告してもそれに応じず、理事会において退会と決議したとき。

(除名)

第10条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その会員に総会において事前に弁明の機会を与えた上で、総会において正会員総数の3分の2以上の議決に基づき除名することができる。

(1) この定款に違反したとき。

(2) この法人の名誉を著しく傷つけ、又はこの法人の目的に反する行為をしたとき。

(拠出金品の不返還)

第11条 会員が納入した入会金、会費及びその他の拠出金品はその理由を問わず、これを返還しない。

第3章 役員

(役員の種別)

第12条 この法人に次の役員を置く。

(1) 理事 3人以上10人以内

(2) 監事 1人以上3人以内

2 理事のうち、1人を理事長、1人を副理事長、1人を専務理事とする。

3 理事及び監事は、総会において選任する。

4 理事長、副理事長及び専務理事は、理事の互選により定める。

5 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者もしくは3親等以内の親族が1名を超えて含まれ、または当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになつてはならない。

6 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

(役員の職務)

第13条 理事長は、この法人を代表し、その業務を統括する。

2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。

4 専務理事は、理事長及び副理事長を補佐し、この法人の職務を分担して処理する。

5 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会又は理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

6 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするために必要があるときは、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について理事に個別に意見を述べ、必要により理事会の招集を求める。

(役員の任期)

第14条 役員の任期は2年とする。ただし再任を妨げない。

2 補欠又は増員により選任された役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

3 前2項の規定にかかわらず、任期の末日において後任の役員が選出されていないときは、その任期を、任期の末日後、最初の総会が終結するまで伸長する。

(欠員補充)

第15条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第16条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会において3分の2以上の決議にもとづいて解任することができる。但し、その役員に対し、議決の前に弁明の機会を与えるなければならない。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えられないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反、その他役員として相応しくない行為があると認められるとき。

(役員の報酬等)

第17条 役員のうち、常勤又はそれに準ずる役員は理事会の決議により有給とすることができ、その余の役員は無給とする。

- 2 前項の有給の役員の員数は、役員総数の3分の1以下でなければならない
- 3 役員には、その職務執行に必要な費用を弁償することができる。
- 4 前3項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第4章 総会

(総会の種別)

第18条 この法人の総会は、通常総会と臨時総会とする。

(総会の構成)

第19条 総会は、この法人の最高の意思決定機関であって、正会員をもって構成する。

(総会の権能)

第20条 総会は、この法人の運営に関する以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算の決定並びにその変更
- (5) 事業報告及び活動決算の承認
- (6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 長期借入金その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) 事務局の組織及び運営
- (10) その他この法人の運営に関する重要事項

(総会の開催)

第21条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認めたとき。
- (2) 正会員の5分の1以上から会議の目的を記載した書面により開催の請求があったとき。
- (3) 監事が第13条第6項第4号の規定により招集したとき。

(総会の招集)

第22条 総会は、理事長が招集する。但し、前条第2項第3号の規定によって監事が招集する場合を除く。

2 理事長は、前条第2項第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、総会の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもつて、すくなくとも5日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第23条 総会の議長は、その総会において、出席正会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第24条 総会においては、正会員数の過半数の出席がなければ開会することができない。

(総会の議決)

第25条 総会における決議事項は、第22条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議決事項は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもつて決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議決に加わることができない。

(総会における書面表決等)

第26条 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の場合における前2条の適用については、その正会員は出席したものとみなす。

(会議の議事録)

第27条 総会の議事については、次に掲げる事項を記載した議事録を作成し、これを保存しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員の現在数
- (3) 出席した正会員の数（書面表決者及び表決委任者については、その旨を明記すること。）
- (4) 審議事項及び議決事項
- (5) 議事の経過の概要及びその結果
- (6) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、その会議に出席した正会員の中からその会議において選任された議事録署名人2人以上が、議長とともに記名押印しなければならない。

第5章 理事会

(理事会の構成)

第28条 理事をもって理事会を構成する。

(理事会の機能)

第29条 理事会は、この定款で別に定めるもののほか、次に掲げる事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第30条 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事現在数の3分の1以上の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもつて招集の請求があったとき。
- (3) 監事から招集の請求があったとき。

(理事会の招集)

第31条 理事会は理事長が招集する。

2 理事長は前条第2号及び第3号の請求があったときは、その日から10日以内に理事会を招集しなければならず、理事長がその期間内にこれを行わないときは請求者が自ら招集できるものとする。

3 理事会を招集するときは、日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも7日前までに通知しなければならない。

(理事会の議長)

第32条 理事会の議長は理事長がこれにあたる。

(理事会の議決など)

第33条 この法人の業務は、理事の過半数をもって決する。

(議事録)

第34条 理事会の議事については、次に掲げる事項を記載した議事録を作成し、これを保存しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事の現在数及び出席した理事の氏名（書面表決者については、その旨を明記すること。）
 - (3) 審議事項及び議決事項
 - (4) 議事の経過の概要及びその結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、その会議において出席した理事の中から選任された議事録署名人2名以上が、議長とともに記名押印しなければならない。

第6章 資産、会計及び事業計画

(資産の構成)

第35条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 財産目録に掲載された財産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 事業に伴う収益
- (5) 財産から生じる収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第36条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関するものとする。

(資産の管理)

第37条 その法人の資産は理事長が管理し、その方法は総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(経費の支弁)

第38条 この法人の経費は資産をもって支弁する。

(会計の区分)

第39条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関するものとする。

(事業計画及び予算)

第40条 この法人の事業計画及び予算は、理事長が作成し、総会の承認を得なければならぬ。これを変更する場合も同様とする。

(予備費の設定及び使用)

第41条 前条に規定する予算には、予算超過又は予算外の支出に充てるため、予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第42条 第40条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(事業報告書及び決算)

第43条 理事長は、毎事業年度終了後3か月以内に、事業報告書、財産目録、貸借対照表、活動計算書を作成し、監事の監査を経て、総会において承認を得なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(長期借入金)

第44条 この法人が資金の借入れをしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、総会の議決を経なければならない。

(事業年度)

第45条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第7章 事務局

(事務局の設置等)

第46条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する

2 事務局には、事務局長及び所用の職員を置く

3 事務局長及び職員は理事長が任免する

(書類及び帳簿の備置き)

第47条 主たる事務所には、特定非営利活動法第28条に規定される書類のほか、次に掲

げる書類を常に備えておかなければならない。

- (1) 会員名簿及び会員の異動に関する書類
- (2) 収益、費用に関する帳簿及び証拠書類

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第48条 この定款は、総会において正会員総数の過半数が出席し、その出席者の4分の3以上の議決を経なければ変更することができない。

(解散)

第49条 この法人は、次に掲げる事由によって解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続きの開始
- (6) 所轄庁による認証の取消し

2 総会の決議により解散する場合は、正会員総数の4分の3以上の議決を経なければならない。

(残余財産の処分)

第50条 解散後の残余財産は、法第11条第3項の規定に掲げるもののうち、総会で議決したものに帰属させるものとする。

第9章 雜則

(公告)

第51条 この法人の公告は官報においてこれを行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人の主たる事業所の掲示場に掲載して行う。

(委任)

第52条 この定款の施行について必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

附 則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立時の入会金及び会費は、第8条の規定かわらず、次の各号に掲げるものとする。

(1) 正会員

入会金 1000 円

会費年額 10000 円

(2) 賛助会員

入会金 1000 円

会費年額 3000 円

(3) 名誉会員

入会金 0 円

会費年額 0 円

3 この法人の設立当初の役員は、第 12 条第 3 項及び第 4 項の規定にかかるらず、次に掲げるとおりとし、その任期は、第 14 条第 1 項の規定にかかるらず、平成 18 年 2 月 28 日とする。

(1) 理事長

氏 名 片岡 慶子

(2) 副理事長

氏 名 大石 恵子

(3) 専務理事

氏 名 片岡 紀子

(4) 理事

氏 名 谷口 美恵

氏 名 中條 佐和子

(5) 監事

氏 名 辰巳 理恵

4 この法人の設立初年度の事業計画及び収支予算は、第 39 条の規定にかかるらず、設立総会の定めるところによる。

5 この法人の設立初年度の事業年度は、第 44 条の規定にかかるらず、成立の日から平成 17 年 12 月 31 日までとする。

附 則

1、この定款は、平成 20 年 2 月 6 日（大阪府の認証の日）から施行する。

附 則

1、この法人の平成 20 年 1 月 1 日から平成 21 年 3 月 31 日までの期間にかかる事業年度は、第 4 期については平成 20 年 1 月 1 日から平成 20 年 3 月 31 日までとし、第 5 期については平成 20 年 4 月 1 日から平成 21 年 3 月 31 日までとする。